

議案第10号

北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成25年2月25日 提出

北本市長 石津賢治

北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する入所定員)

第2条 法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の資格)

第3条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営)

第4条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める指定地域密着型サービスの事業の基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第3条第2項中「他の地域密着型サービス事業者」とあるのは、「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。